

障がいのある方を虐待から守る！

〜虐待に気づいたら、すみやかに通報を〜

周りの人が小さな兆候を見逃さず、早期に発見することがとても大切です。皆さんが協力して、誰もが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

障害者虐待の特徴とは

- どの家庭でも起こりうる
- 虐待をしている人に、虐待している認識がないことがある
- 虐待されている人が虐待であると認識できず、自分から被害を訴えられない場合がある

どんな人から虐待を受けるの？

- ① 養護者（家族や親族など）
- ② 障害者福祉施設従事者など
- ③ 使用者（障害者を雇って働かせている事業主など）

虐待の区分とその具体例

区分	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える • 身体を縛りつけたり、過剰な投棄によって身体の動きを抑制する
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 性的な行為を強要する • わいせつな言葉を発する
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 脅し、侮辱などの言葉を浴びせる • 仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える
ネグレクト（放棄・放置）	<ul style="list-style-type: none"> • 食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない • 必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> • 本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金を使ったり、勝手に運用したりする • 本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する

障害者の虐待や養護者の支援に関するご相談、お問い合わせは下記までお願いします。

- 【日中（午前8時30分～午後5時15分）】
 ☎ 福祉・児童課（すこやか内） ☎87-0777
- 【休日夜間（緊急通報のみ受付）】
 ☎ 市役所（宿日直） ☎88-1111

相談窓口・相談員のご紹介（敬称略）

◆勝山市障害者生活支援センター（すこやか内） ☎87-0600
 障害のある方や児童、ご家族の方が安心して生活できるように、様々な相談に応じます。

◆障害者相談支援事業所

勝山市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	郡町1丁目（すこやか内）	☎88-1177
九頭竜相談支援事業所（九頭竜ワークショップ）	旭町3丁目	☎87-6300
大日園相談支援事業所	荒土町松田	☎89-3210

◆障害者相談員
 障がいのある方やご家族の方の目線に立った相談支援を行います。

・身体障害者相談員

酒井 智治	遅羽町大袋	☎88-2848
辻野 米夫	元町3丁目	☎88-2935
幅田 郁子	滝波町5丁目	☎87-0882
水谷 修	村岡町浄土寺	☎88-3481

・知的障害者相談員

山内 正博	平泉寺町大渡	☎87-2407
-------	--------	----------

不法投棄を0（ゼロ）に！

ごみ（廃棄物）を河川や山林、空地、道路わきの茂みなどに捨てる事例が後を絶ちません。

法人などの事業活動に伴い出る産業廃棄物はもちろん、私たちの生活から出る一般廃棄物であってもみだりに捨てることは廃棄物処理法で禁止されています。

この法律に違反してごみを捨てた場合は、法人などの場合は3億円以下の罰金が、個人場合は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金が科せられます。

市内でしばしば見かけられる次の事例も、ごみの不法投棄にあたりますので、絶対に止めてください。

- ◎ 他人の所有地はもとより、自分の所有地にごみを投棄すること、埋めること
- ◎ タバコのポイ捨て
- ◎ 水路への安易なごみの投げ込み
- ◎ 道路や駐車場わきの草むらへの弁当がらなどの投げ捨て

不法投棄を発見した時は左記まで通報をお願いします。

機関名	電話番号
不法投棄110番 県循環社会推進課	0776-20-0584
奥越健康福祉センター 県環境衛生課	66-2076
勝山警察署	88-0110
市環境政策課	88-8104

12月10日(水)～16日(火)は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることがされました。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題であり、私たちがこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



平成17年度から3期9年間にわたり、人権擁護委員として活動された久保純純さん（71）に本町4Ⅱが、任期満了により委員を退任されたことに際し、法務大臣から感謝状が贈られました。

勝山市エコ環境都市推進活動表彰

市では、多年にわたり市の地域環境の向上などに尽力し、その功績が顕著であると認められる個人、団体などを対象に、表彰を実施しています。

9月27日に福祉健康センター「すこやか」で、平成26年度勝山市エコ環境都市推進活動表彰式を執り行いました。

受賞された皆さまは下記のとおりです。

受賞者	主な活動内容
鹿谷町 まちづくり協議会	城山の整備や外来生物の駆除活動
三室小学校	赤とんぼの生態調査など
鹿谷小学校	赤とんぼの生態調査など
荒土小学校	赤とんぼの生態調査など

☎ 環境政策課（市役所2階） ☎88-8104

人権擁護委員のご紹介

10月1日、法務大臣より新たに1名の方が人権擁護委員に委嘱されました。任期は3年間です。

◆ 新山内 みゆき 氏
 Ⅱ元町2Ⅱ
 人権擁護委員は、毎月第1、3水曜日の午前中に、教育会館・桜の間において、定例人権相談を行っています。

長年の功績に法務大臣から感謝状

◆ 未来創造課（市役所2階）
 ☎88-1115